

第72回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成27年6月26日(金曜日)
午前10時

開催
場所

大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪5階「桜の間」

※ 末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件

書面による議決権行使期限

平成27年6月25日(木曜日)
午後5時15分まで

目次

- 株主総会招集ご通知…………… 1
- 事業報告…………… 3
- 連結計算書類…………… 29
- 計算書類…………… 42
- 監査報告書…………… 53
- 株主総会参考書類…………… 57

岩谷産業株式会社

証券コード：8088

(証券コード 8088)
平成27年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区本町3丁目6番4号
岩谷産業株式会社
代表取締役会長 牧野明次
兼 C E O

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪5階 「桜の間」（末尾ご案内図ご参照）

3. 目的事項

報告事項

1. 第72期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第72期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iwatani.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承願います。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、年度当初は消費増税の影響により個人消費や企業の生産活動が一旦低迷したものの、円安などを背景に企業の設備投資が好調に推移するなど景気回復の兆しが見られました。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画「PLAN15」に基づき、「持続的な収益力の向上」と「財務体質の強化」に取り組みました。

水素社会の実現に向けては、商用では日本初となる水素ステーションを兵庫県尼崎市にオープンしたことに加え、東京オリンピックを見据え燃料電池車の普及が期待される都心部にも建設するなど、水素インフラの整備を着実に進めました。

総合エネルギー事業は、2014年8月より米国からのLPGガス輸入を開始するなど、調達先を多様化することでLPGガスの安定供給体制の強化を図りました。

産業ガス・機械事業は、国内で厳しい需給環境が続く炭酸ガスの製造プラントを建設するとともに、マレーシアにおいて窒素ガス製造プラントを新設して供給を開始するなど、国内外で製造・供給拠点の強化を図りました。

また、インドネシアにおいてマテリアル事業を核とする現地法人を設立するなど事業基盤の拡大に取り組みました。

しかしながら、当期はLPGガス輸入価格が年間を通じ例年のない形で下落し、この影響を受け販売価格が下がるとともに、相対的に高値の在庫を販売することとなり、減収、減益となる見通しとなったため、2015年2月12日に業績を下方修正いたしました。その後、LPGガス輸入価格が下げ止まり傾向となり、減益要因が縮小する見込みとなったため、2015年4月16日に改めて業績の上方修正を行いました。

この結果、当連結会計年度の業績は、

売上高	6,919億 2 百万円	(前年度比 120億21百万円の減収)
営業利益	111億74百万円	(前年度比 73億43百万円の減益)
経常利益	127億61百万円	(前年度比 64億97百万円の減益)
当期純利益	61億99百万円	(前年度比 42億66百万円の減益)

となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

総合エネルギー事業

総合エネルギー事業は、L P ガス輸入価格が年間を通じて下落基調で推移する中、特に需要期である冬場においても価格低下が継続したことにより、大変厳しい事業環境となりました。

このような環境のもと、主力の民生用 L P ガスについては、消費者戸数の拡大に取り組んだことに加え、工業用 L P ガスについても重油からの燃料転換を進めたことにより販売数量が増加しました。L P ガス輸入価格の下落による影響については、在庫が相対的に高値となったことで、大幅な減益要因となりました。

エネルギー関連機器については、防災・節電需要の一巡により、非常用 L P ガス発電機や太陽光発電の販売が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は3,655億92百万円（前年度比211億25百万円の減収）、営業利益は23億47百万円（前年度比97億27百万円の減益）となりました。

産業ガス・機械事業

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスについては、国内および海外で電子部品や自動車業界向けの販売数量が増加したことに加え、国内では電力料金上昇への対応が進んだことで増収となりました。ヘリウムについては、カタール産ヘリウムの供給体制の強化により、特に海外において販売が伸長しました。取り組みを強化している液化水素については、新規顧客の獲得に加え、光ファイバーやロケット燃料向けの需要増により販売が増加しました。

機械設備販売については、水素関連設備の販売が伸長したことに加え、溶接関連設備や溶接材料の販売が堅調に推移しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,622億75百万円（前年度比88億87百万円の増収）、営業利益は63億24百万円（前年度比14億75百万円の増益）となりました。

■ マテリアル事業

マテリアル事業は、海外を中心にスマートフォン向け機能性フィルムの販売や精密スリット加工事業が好調に推移しました。また、空調機器向け金属コーティング製品や建築業界向けの内装工事請負が伸長しました。一方で、PET樹脂原料については需要減少などにより販売が低迷したことに加え、西豪州の鉱物原料事業はチタン原料の販売減少などから大幅な減益要因となりました。

この結果、当事業分野の売上高は1,280億34百万円（前年度比11億49百万円の増収）、営業利益は26億47百万円（前年度比36百万円の減益）となりました。

■ 自然産業事業

自然産業事業は、食品部門では惣菜加工向けを中心とした冷凍野菜の販売が伸長しました。農業・畜産部門については農業設備や畜産設備の大型物件販売などが順調であったことに加え、豚価が高値で推移したことにより収益性も改善しました。

この結果、当事業分野の売上高は272億86百万円（前年度比9億8百万円の増収）、営業利益は7億27百万円（前年度比1億53百万円の増益）となりました。

■ その他

売上高は87億12百万円（前年度比18億40百万円の減収）、営業利益は8億26百万円（前年度比1億5百万円の減益）となりました。

事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業セグメント	当連結会計年度 (第72期)		前連結会計年度 (第71期)		前年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減	増減率(%)
総合エネルギー事業	365,592	52.8	386,718	54.9	△21,125	△5.5
産業ガス・機械事業	162,275	23.5	153,387	21.8	8,887	5.8
マテリアル事業	128,034	18.5	126,885	18.0	1,149	0.9
自然産業事業	27,286	3.9	26,378	3.8	908	3.4
その他	8,712	1.3	10,553	1.5	△1,840	△17.4
合計	691,902	100.0	703,923	100.0	△12,021	△1.7

(注) 当連結会計年度より、従来「その他」に区分しておりました連結子会社1社について「産業ガス・機械事業」に区分変更いたしました。そのため、前連結会計年度との比較は変更後の区分に基づいております。

(2) 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度において、当社グループによる社債発行等による資金調達はありません。

なお、当社は、運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行3行と総額100億円のコミットメントラインを設定しております。当事業年度末において当該設定に基づく実行残高はありません。

(3) 企業集団の設備投資状況

当社グループの販売体制の強化、物流の整備、保安の確保等を目的とした投資で総額194億円を実施いたしました。

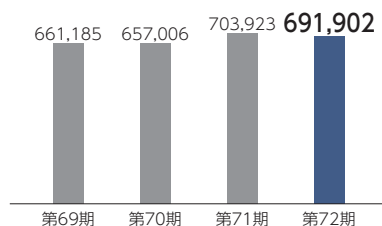
セグメント別には、総合エネルギー事業でL P ガス基地の拡充及びL P ガス供給設備等に46億円、産業ガス・機械事業で高圧ガス基地の拡充及び各種高圧ガス供給設備等に74億円、マテリアル事業で4億円、その他で67億円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

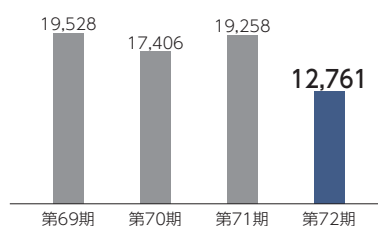
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第69期	第70期	第71期	第72期 (当連結会計年度)
	(H23.4.1 ~ H24.3.31)	(H24.4.1 ~ H25.3.31)	(H25.4.1 ~ H26.3.31)	(H26.4.1 ~ H27.3.31)
売上高	661,185 ^{百万円}	657,006 ^{百万円}	703,923 ^{百万円}	691,902 ^{百万円}
経常利益	19,528 ^{百万円}	17,406 ^{百万円}	19,258 ^{百万円}	12,761 ^{百万円}
当期純利益	10,543 ^{百万円}	8,026 ^{百万円}	10,466 ^{百万円}	6,199 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	43.24 ^円	32.88 ^円	42.53 ^円	25.19 ^円
総資産	386,127 ^{百万円}	386,302 ^{百万円}	416,219 ^{百万円}	408,824 ^{百万円}
純資産	79,551 ^{百万円}	90,903 ^{百万円}	105,058 ^{百万円}	117,942 ^{百万円}
1株当たり純資産	292.28 ^円	337.74 ^円	393.15 ^円	442.96 ^円

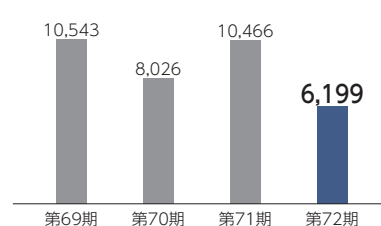
■ 売上高 (百万円)



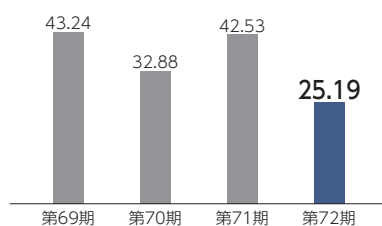
■ 経常利益 (百万円)



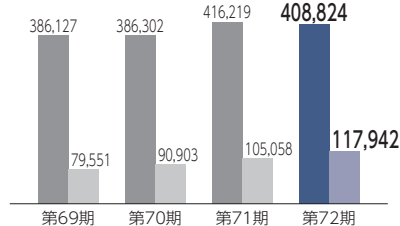
■ 当期純利益 (百万円)



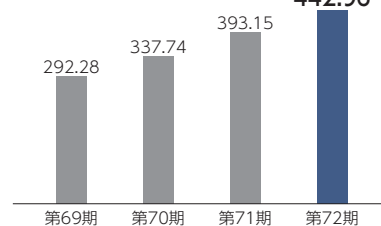
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円) ■ 純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産 (円)



② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第69期	第70期	第71期	第72期 (当事業年度)
	(H23.4.1 ~ H24.3.31)	(H24.4.1 ~ H25.3.31)	(H25.4.1 ~ H26.3.31)	(H26.4.1 ~ H27.3.31)
売上高	486,306 ^{百万円}	471,519 ^{百万円}	503,535 ^{百万円}	494,182 ^{百万円}
経常利益	10,542 ^{百万円}	9,730 ^{百万円}	8,566 ^{百万円}	1,764 ^{百万円}
当期純利益	5,312 ^{百万円}	5,516 ^{百万円}	5,808 ^{百万円}	1,321 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	21.76 ^円	22.57 ^円	23.57 ^円	5.36 ^円
総資産	270,294 ^{百万円}	272,066 ^{百万円}	287,685 ^{百万円}	278,838 ^{百万円}
純資産	56,397 ^{百万円}	63,736 ^{百万円}	69,744 ^{百万円}	74,386 ^{百万円}
1株当たり純資産	231.39 ^円	258.64 ^円	283.07 ^円	301.95 ^円

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岩 谷 瓦 斯 株 式 会 社	百万円 1,619	% 100.00	高圧ガス及び低温容器等の製造・販売
イワタニガスネットワーク株式会社	354	100.00 (19.51)	I G N関東(株)他4社の管理・総務・情報処理業務等の受託、持株会社
イワタニ近畿株式会社	208	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
イワタニ・ケンボロー株式会社	109	100.00	種豚、肉豚の生産・販売
岩 谷 興 産 株 式 会 社	170	100.00	金銭貸付・リース業
岩 谷 テ ク ノ 株 式 会 社	300	100.00	建築工事・内装設計施工業、建築材料・管工機材・住宅機器の販売
イワタニ東海株式会社	200	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 物 流 株 式 会 社	441	95.33 (47.21)	貨物の運送・倉庫・通関業
イワタニ北海道株式会社	100	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	300	100.00	合成樹脂原料の販売、合成樹脂製品の製造・販売、金属製品の販売
岩 谷 マ ル キ ガ ス 株 式 会 社	546	100.00	物流・保安業務の管理統括、情報処理サービス、持株会社
エ ー テ ッ ク 株 式 会 社	40	96.00 (6.15)	低温機器の製造・販売
キンセイマテック株式会社	379	52.78	セラミックス、グラスファイバー等工業用素材原料の製造・販売
セントラル石油瓦斯株式会社	463	66.01	液化石油ガス等の販売
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)	3,783	84.06	高圧ガスの製造・販売
D O R A L P T Y L T D . (ド ラ ー ル 会 社)	千オーストラリアドル 23,883	100.00	豪州における鉱物原料事業の持株会社
IWATANI (CHINA) LIMITED (岩 谷 (中 国) 有 限 公 司)	千USドル 30,000	100.00	中国における事業投資
IWATANI CORPORATION (HONG KONG) LTD. (香 港 岩 谷 有 限 公 司)	千香港ドル 5,000	100.00	金属製品・情報機器等の輸出入・販売

(注) 1. 議決権比率の下段 () 内の数字は、内書きで子会社による間接所有の議決権比率であります。

2. 連結子会社は上記の重要な子会社18社を含む108社、持分法適用会社は111社であります。なお、当連結会計年度の企業結合の成果は「(1) 企業集団の事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済の先行きや原油価格の動向に不透明感が残るものの、堅調な企業の設備投資に加え、個人消費の持ち直しも見込まれるなど、景気の本格的な回復が期待されます。

また、エネルギー事業を取り巻く環境は、L P ガス元売事業者の統合や電力・ガス小売事業の全面自由化に伴うエネルギー事業環境の変化が予想されます。

このような状況のもと、当社グループでは、2016年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN15」を通じて、「持続的な収益力の向上」と「財務体質の強化」に継続して取り組んでまいります。

また、水素社会の実現に向けた取り組みが加速する中、水素ステーションの設計・施工機能の一元化を図り、技術・エンジニアリング体制を強化することで、全国20か所の水素ステーション建設などインフラ基盤の強化を着実に推進してまいります。

総合エネルギー事業は、引き続き新規顧客の開拓やM&Aを推進することによりL P ガス消費者戸数の拡大を図るとともに、燃料転換推進による工業用L P ガスの拡販に継続して取り組むなど、L P ガス販売数量の増加に努めます。また、「カセットこんろ」シリーズの新商品開発や「富士の湧水」などの生活関連商品の直販強化に取り組むなど、消費者に選ばれるエネルギー生活総合サービス事業者としての体制の構築を進めてまいります。

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスの販売強化を継続するとともに、当社グループの強みである液化水素の顧客拡大やヘリウムの拡販に努めます。また、海外事業については中国における産業ガス事業の取り組みに加え、東南アジアではエアセパレートガスの製造拠点の増強等を通じて事業基盤の拡大に取り組んでまいります。

マテリアル事業は、今後成長が見込まれる環境関連分野や東南アジア市場において、機能性フィルムなど高付加価値・高機能商材を中心に競争力の強化に努めるとともに、西豪州の資源ビジネスの回復に向けて事業構造改革を推進し、安定した収益基盤の構築と持続的な成長の実現に努めます。

自然産業事業は、徹底した品質管理による食品の安全確保のもと、独自性のある商品の開発や新たな販路の開拓に努めるとともに、植物工場の事業化を進めます。また、畜産部門における種豚ビジネスの強化を図り、農場設備販売にも注力し、事業規模の拡大に努めます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主要な商品
総合エネルギー事業	家庭用・業務用・工業用LPガス、LPガス供給機器・設備、液化天然ガス、石油製品、家庭用厨房機器、住設機器、日用品、カセットこんろ、カセットボンベ、ミネラルウォーター 他
産業ガス・機械事業	エアセパレートガス、水素、ヘリウム、その他特殊ガス、ガス供給設備、溶接材料、溶接・溶断機器、産業用機械・装置、産業用ロボット、ポンプ・圧縮機、水素ステーション設備、防災設備、高圧ガス容器、半導体製造装置、電子部品製造装置、工作・板金機械、製薬・食品機械、環境関連装置 他
マテリアル事業	ステンレス、非鉄金属、機能樹脂・成型品、ディスプレイ材料、ミネラルサンド、レアアース・メタル 他
自然産業事業	冷凍食品全般、健康食品、種豚・畜産システム、農業資材・設備、食品工場衛生管理 他
その他	金融、保険、運送、倉庫、情報処理 他

(8) 主要な事業所及び基地

① 当社の主要な事業所及び基地

本社：大阪、東京

支社：北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（さいたま）、首都圏（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、九州（福岡）、シンガポール

基地：堺LPG輸入ターミナル

② 主要な子会社の事業所

岩谷瓦斯(株)（大阪）

岩谷興産(株)（大阪）

岩谷テクノ(株)（大阪）

岩谷物流(株)（大阪）

岩谷マテリアル(株)（東京）

岩谷マルチガス(株)（東京）

キンセイマテック(株)（大阪）

セントラル石油瓦斯(株)（東京）

DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD.（大連岩谷気体机具有限公司）（中国）

DORAL PTY LTD.（ドラル会社）（オーストラリア）

IWATANI (CHINA) LIMITED（岩谷（中国）有限公司）（中国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
総合エネルギー事業	4,416 名	△2 名
産業ガス・機械事業	1,815	△22
マテリアル事業	1,593	+27
自然産業事業	282	+8
その他	340	△62
全社(共通)	242	△2
合計	8,688	△53

(注) 1. 上記人員は就業人員であります。

2. 当連結会計年度より、従来「その他」に区分しておりました連結子会社1社について「産業ガス・機械事業」に区分変更いたしました。そのため、前連結会計年度との比較は変更後の区分に基づいております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,191 名	△13 名	38.5 歳	14.7 年

(注) 上記人員は就業人員であり、関係会社等への出向社員206名、労働組合専従者1名及び休職者1名の合計208名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

① 企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	28,928
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	13,007
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,063
株 式 会 社 り そ な 銀 行	9,432
農 林 中 央 金 庫	8,234
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,936
独 立 行 政 法 人 石 油 天 然 ガ ス ・ 金 属 鉱 物 資 源 機 構	6,680
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,246

② 当社の主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	17,992
株 式 会 社 り そ な 銀 行	7,650
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,632
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,600
独 立 行 政 法 人 石 油 天 然 ガ ス ・ 金 属 鉱 物 資 源 機 構	6,680
農 林 中 央 金 庫	6,304
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	6,303
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,700

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

600,000,000株

(2) 発行済株式の総数

246,349,407株 (自己株式数 5,015,621株を除く。)

(3) 株主数

34,760名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 岩 谷 直 治 記 念 財 団	20,663 ^{千株}	8.39%
有 限 会 社 テ ツ ・ イ ワ タ ニ	6,870	2.79
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,680	2.71
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,888	2.39
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	5,015	2.04
イ ワ タ ニ 炎 友 会	4,527	1.84
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,491	1.82
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	4,362	1.77
岩 谷 産 業 泉 友 会	4,059	1.65
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	3,907	1.59

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (5,015,621株) を控除して計算しております。
 2. イワタニ炎友会は、当社と取引関係にある企業等による持株会であります。
 3. 岩谷産業泉友会は、当社従業員による持株会であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	牧 野 明 次	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 代表取締役会長 岩谷瓦斯(株) 取締役会長 キンセイマテック(株) 取締役
代表取締役副会長	渡 邊 敏 夫	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 監査役 岩谷瓦斯(株) 監査役 キンセイマテック(株) 監査役
代表取締役社長	野 村 雅 男	
取締役副社長	南 本 一 彦	管理部門管掌 (重要な兼職の状況) 岩谷興産(株) 代表取締役社長
取締役副社長	上 羽 尚 登	営業部門管掌 (重要な兼職の状況) イワタニガスネットワーク(株) 代表取締役社長 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司) 取締役
専務取締役	谷 本 光 博	総合エネルギー事業本部長、水素エネルギー部担当 (重要な兼職の状況) 岩谷マルキガス(株) 代表取締役社長 セントラル石油瓦斯(株) 監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役	牧瀬雅美	産業ガス・機械事業本部長、水素エネルギー部担当 (重要な兼職の状況) エーテック(株) 代表取締役社長
専務取締役	廣田博清	業務部、広報部、総務人事部、法務部 各担当
常務取締役	渡邊雅則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 (重要な兼職の状況) 岩谷マルキガス(株) 常務取締役
常務取締役	宮代正明	マテリアル本部長、資源・新事業開発部長
常務取締役	生地寛行	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長、関東支社長
常務取締役	舟木隆	総合エネルギー事業本部 副事業本部長、調達本部長 技術部、中央研究所、水素エネルギー部、環境保安部 各担当
常務取締役	間島寛	経営企画部長、市場・経済調査部長
取締役	岩谷直樹	総合エネルギー事業本部 副事業本部長、カートリッジガス本部長
取締役	太田晃	総務人事部長
取締役	竹本克哉	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長、近畿支社長 (重要な兼職の状況) エーテック(株) 取締役
常勤監査役	尾濱豊文	
常勤監査役	福澤芳秋	
社外監査役	堀井昌弘	(重要な兼職の状況) さくら法律事務所 代表弁護士 東洋シャッター(株) 社外取締役
社外監査役	内藤碩昭	(重要な兼職の状況) (株)三菱東京UFJ銀行 名誉顧問 南海電気鉄道(株) 社外取締役

(注) 1. 監査役尾濱豊文氏は、長年にわたり当社経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役福澤芳秋氏は、長年にわたり当社経理部門で財務・経理業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役内藤碩昭氏は、長年にわたり金融業務に携わっており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役堀井昌弘氏は、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。

2. 当事業年度中の会社役員の異動は次のとおりであります。
- 平成26年6月27日開催の第71回定時株主総会における異動
就任

常勤監査役 福澤芳秋

退任

専務取締役 福澤芳秋

常勤監査役 種池寛

3. 当事業年度中の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。()内は従前の地位であります。

平成26年4月1日付

常務取締役(取締役) 間島寛

4. 当事業年度中の会社役員の委嘱業務(担当)の異動は次のとおりであります。

平成26年4月1日付

地 位	氏 名	変更後の担当	従前の担当
専務取締役	福澤芳秋	社長補佐	監査部、経営企画部 各担当
常務取締役	渡邊雅則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 カートリッジガス本部長
常務取締役	間島寛	経営企画部長、市場・経済調査部長	経営企画部長
取 締 役	岩谷直樹	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 カートリッジガス本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長

平成26年8月1日付

地 位	氏 名	変更後の担当	従前の担当
常務取締役	生地寛行	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長、 関東支社長	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長

平成27年2月1日付

地 位	氏 名	変更後の担当	従前の担当
取 締 役	竹本克哉	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長、 近畿支社長	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長

5. 当事業年度末日後の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。()内は従前の地位であります。

平成27年4月1日付

常務取締役(取締役) 岩谷直樹

6. 当事業年度末日後の会社役員の委嘱業務（担当）の異動は次のとおりであります。
 ・平成27年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
専務取締役	牧 瀬 雅 美		産業ガス・機械事業本部長 水素エネルギー部担当
専務取締役	廣 田 博 清	産業ガス・機械事業本部長 水素エネルギー部担当	業務部、広報部、総務人事部 法務部 各担当
常務取締役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長
常務取締役	宮 代 正 明		マテリアル本部長、資源・新事業開発部長
常務取締役	生 地 寛 行		産業ガス・機械事業本部 副事業本部長 関東支社長
常務取締役	舟 木 隆	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 調達本部長、中央研究所 水素エネルギー部、環境保安部 各担当	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 調達本部長、技術部、 中央研究所、水素エネルギー部 環境保安部 各担当
常務取締役	間 島 寛	経営企画部、市場・経済調査部 広報部 各担当	経営企画部長、市場・経済調査部長
常務取締役	岩 谷 直 樹	業務部、監査部 各担当 危機管理委員会委員長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 カートリッジガス本部長
取 締 役	太 田 晃	総務人事部長、法務部担当	総務人事部長
取 締 役	竹 本 克 哉	近畿支社長	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長 近畿支社長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	17 名	1,106 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	185 (69)
合 計	22	1,292

- (注) 1. 取締役の報酬額は年額12億円以内、また、監査役の報酬額は年額3億円以内とし、従業員兼務取締役の従業員としての職務に対する報酬を含めないものとしております。(平成24年6月26日開催の第69回定時株主総会決議)
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与336百万円(取締役17名に対する294百万円、監査役5名に対する42百万円(うち社外監査役2名に対する14百万円))を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
監 査 役	堀 井 昌 弘	さくら法律事務所	代表弁護士	顧問法律事務所
		東洋シャッター(株)	社外取締役	特別の関係はありません
監 査 役	内 藤 碩 昭	(株)三菱東京UFJ銀行	名誉顧問	主要な取引金融機関
		南海電気鉄道(株)	社外取締役	特別の関係はありません

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	堀 井 昌 弘	16回開催した取締役会に16回、13回開催した監査役会に13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、意見の表明を行いました。
監 査 役	内 藤 碩 昭	16回開催した取締役会に15回、13回開催した監査役会に13回出席し、長年にわたる大会社の経営経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は社外取締役選任について検討をしておりましたが、選任議案を株主総会に提案するには至ってありませんでした。しかしながら、ガバナンス強化の観点から、本定時株主総会の第3号議案において社外取締役の選任を提案しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

78百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

105百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、キンセイマテック(株)、セントラル石油瓦斯(株)、DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO.,LTD. (大連岩谷気体机具有限会社)、DORAL PTY LTD. (ドラール会社)、IWATANI(CHINA)LIMITED (岩谷(中国)有限会社)及びIWATANI CORPORATION(HONG KONG)LTD. (香港岩谷有限会社)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、合意された手続きに関わる業務に対する報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に重大な支障がある場合等、その必要があると判断した時には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した時には、解任する方針です。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常に世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。

株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。

この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めます。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視します。

また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図ります。さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範である「イワタニ企業倫理綱領」により、経営理念や倫理観・価値観を共有するとともに、コンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の向上を図ります。

財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システム構築の基本的計画及び方針を定め、グループ全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めます。

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを当社グループの行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会・経営会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ全体のリスクを統合的に管理します。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在しないし潜在する企業危機への総合的な対応を行います。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの中期経営計画を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入するとともに、グループ企業の経営を統括する部門を設置し、グループ全体の基本戦略や経営課題を討議するための会議を定期的で開催します。

当社では、取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進します。

また、職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組みます。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社はグループ経営規程に基づき、グループ企業の経営計画・年度予算等、経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、定期的な報告に加え、異常事態発生時には迅速な報告を義務付けることで、業務の適正を確保します。

当社グループの事業活動の行動規範である「イワタニ企業倫理綱領」を周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図ります。

また、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助します。

⑦ 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。また、業務の遂行に当たっては監査役の指揮命令に従います。

⑧ **当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、経営会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項について速やかに適切な報告を行うものとします。

また、当社の監査役は、グループ企業の監査役より内部統制の状況等につき定期的に報告を受ける他、会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行います。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底します。

⑩ **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担するため、監査計画に基づき予算を計上します。

また、監査役は、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

⑪ **その他当社の監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査役が全ての取締役会・経営会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めます。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（概要）

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

(イ) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、上記基本方針の実現に資する取り組みとして、グループを挙げて中期経営計画「PLAN 15」に組み込み、経営目標である「持続的な収益力の向上」と「財務体質の強化」の推進を通じて、企業価値の向上に努めております。

具体的には、これまでに培ってきた事業基盤をさらに強化することで継続的な利益の拡大及びROA（総資産経常利益率）の向上を図るとともに、投資の吟味と投資効率の改善による有利子負債の削減及び有利子負債依存度の改善を目指しております。

また、中期経営ビジョンとして、以下の4つのビジョンを掲げております。

a) 収益構造の着実な強化

当社グループの飛躍に向けて、基幹事業の収益構造を強化します。具体的には、LPガス事業における全国規模の事業展開による顧客基盤や、産業ガス・機械事業における液化水素・ヘリウムの供給力など、各事業の強みをより強くするとともに、事業構造を見直し、事業環境の変化に対応した強固な収益基盤を構築します。

b) 東南アジア市場での成長

成長著しい東南アジアの新興国市場において、当社グループのネットワークを活用し、産業ガス、機械設備、並びに樹脂・金属等の原材料及び加工品など、新たなビジネスを構築することで事業基盤を拡大します。

c) 技術力の強化

中央研究所が中心となり、水素ステーション及び燃料電池車の普及拡大を支える技術的基盤の更なる強化に取り組むことに加え、ガス利用技術の新規開発、顧客の技術的課題の解決等、当社グループの競争力向上に資する技術力を強化し、「技術のイワタニ」としての当社グループの存在感を高めます。

d) グループ経営の強化

世の中に必要とされる企業としてさらに成長するため、CSR経営を推進するとともに、グローバルな事業展開への対応や、効果的な連結経営の追求などにより、グループの成長を支える機能・体制を充実させます。

長期的には、水素エネルギー社会の実現に向けて、水素を中心とするクリーンエネルギーの供給や、エネルギーの効率的な利用促進により環境負荷を抑え、持続的な社会の発展に貢献したいと考えております。

また、当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えてまいります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成26年6月27日開催の第71回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続いたしました。概要は以下のとおりです。

a) 独立委員会の設置

取締役会の恣意的な判断を排し、判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会から独立した諮問機関である独立委員会を設置しております。

b) 対象となる大規模買付行為

当社が発行する株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付行為を対象とします。

c) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を受けます。また、提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供しません。

d) 取締役会評価期間

当社取締役会は、必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、もしくは必要情報が十分に揃わない場合であっても回答期限に到達した場合には、速やかに開示します。また、60日間又は90日間の評価期間（最大30日間の延長が可能）を設定し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討を行います。

e) 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、取締役会評価期間内に当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。

i) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

ii) 対抗措置の不発動を勧告する場合

i)に定める場合を除き、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告します。

f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

g) 対抗措置の具体的内容

大規模買付者のみが行使できない新株予約権を、株主へ無償で割当ててを対抗措置とします。

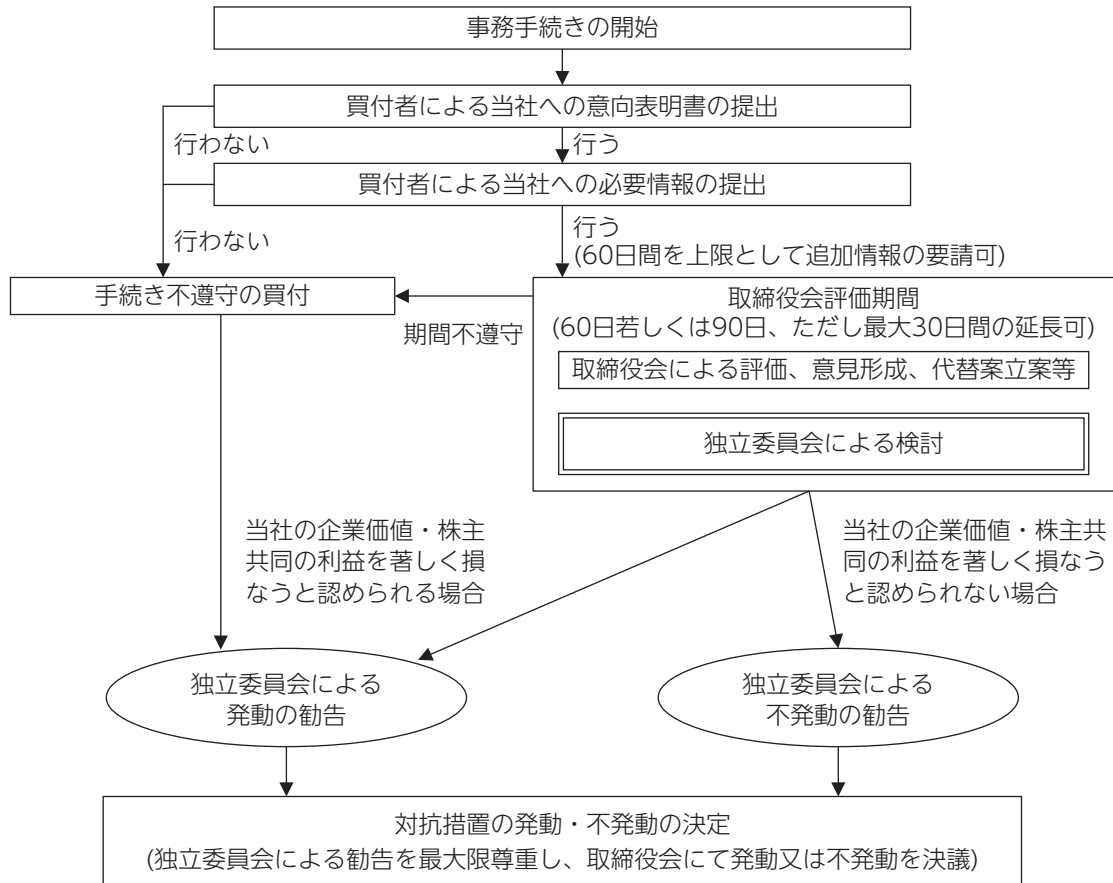
h) 有効期間、変更及び廃止

本買収防衛策の有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。

i) 買収防衛策の手続き

買収防衛策の手続きに関するフローの概要は以下のとおりです。

買収防衛策の手続きに関するフロー図



本買収防衛策の詳細については、当社ウェブサイト (<http://www.iwatani.co.jp/>) をご覧ください。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画等の各施策及び本買収防衛策の導入は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的を持って実施されているものであり、基本方針に沿うものです。

また、本買収防衛策は、導入において株主総会の承認を受けていること、取締役会から独立した独立委員会が対抗措置の発動の是非を勧告すること、対抗措置の発動要件が合理的・客観的であり取締役会による恣意的な発動を防ぐ仕組みとなっていること、並びに、株主総会又は取締役会により廃止できることなどにより、合理性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。
なお、本事業報告中の記載金額における消費税等の扱いは、税抜方式によっております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	181,809	流動負債	192,678
現金及び預金	22,237	支払手形及び買掛金	97,987
受取手形及び売掛金	106,792	短期借入金	37,654
商品及び製品	29,478	1年内返済予定の長期借入金	24,704
仕掛品	3,424	リース債務	746
原材料及び貯蔵品	4,689	未払法人税等	3,347
繰延税金資産	3,462	賞与引当金	4,364
その他	12,457	その他	23,874
貸倒引当金	△732		
固定資産	227,015	固定負債	98,203
有形固定資産	136,979	社債	8,000
建物及び構築物	28,889	長期借入金	67,899
貯蔵設備	4,893	リース債務	2,788
機械装置及び運搬具	27,172	繰延税金負債	5,483
工具、器具及び備品	11,452	役員退職慰労引当金	1,174
土地	57,368	退職給付に係る負債	5,732
リース資産	3,437	その他	7,124
建設仮勘定	3,764		
無形固定資産	17,012	負債合計	290,882
のれん	14,157	純資産の部	
その他	2,854	株主資本	92,294
投資その他の資産	73,023	資本金	20,096
投資有価証券	59,486	資本剰余金	18,118
長期貸付金	574	利益剰余金	55,534
退職給付に係る資産	2,346	自己株式	△1,454
繰延税金資産	3,023	その他の包括利益累計額	16,712
その他	8,425	その他有価証券評価差額金	12,865
貸倒引当金	△831	繰延ヘッジ損益	127
		為替換算調整勘定	3,759
		退職給付に係る調整累計額	△40
		少数株主持分	8,935
資産合計	408,824	純資産合計	117,942
		負債純資産合計	408,824

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額	
売上高		691,902
売上原価		550,868
売上総利益		141,034
販売費及び一般管理費		129,859
営業利益		11,174
営業外収益		
受取配当	237	
受取利益	568	
為替差益	568	
持分法による投資利益	968	
その他	2,636	4,979
営業外費用		
支払利息	1,843	
売上引当	501	
その他	1,048	3,393
特別利益		12,761
固定資産売却益	202	
投資有価証券売却益	288	
関係会社の清算益	8	
段階取得に際しての利益	30	
補助金収入	44	
特別損失	872	1,447
固定資産売却損	65	
固定資産除却損	407	
減損損失	355	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	21	
役員退職慰労金	9	
段階取得に係る差損	6	
固定資産圧縮損	873	1,740
税金等調整前当期純利益		12,468
法人税、住民税及び事業税	5,433	
法人税等調整額	114	5,548
少数株主損益調整前当期純利益		6,919
少数株主利益		719
当期純利益		6,199

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,096	18,042	52,339	△1,452	89,025
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,280		△1,280
会計方針の変更を反映した 当期首残高	20,096	18,042	51,058	△1,452	87,745
当期変動額					
剰余金の配当			△1,724		△1,724
当期純利益			6,199		6,199
自己株式の取得				△29	△29
自己株式の処分		76		27	103
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	76	4,475	△1	4,549
当期末残高	20,096	18,118	55,534	△1,454	92,294

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	6,492	55	1,207	△55	7,700	8,332	105,058
会計方針の変更による 累積的影響額							△1,280
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,492	55	1,207	△55	7,700	8,332	103,778
当期変動額							
剰余金の配当							△1,724
当期純利益							6,199
自己株式の取得							△29
自己株式の処分							103
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,372	72	2,552	15	9,012	603	9,615
当期変動額合計	6,372	72	2,552	15	9,012	603	14,164
当期末残高	12,865	127	3,759	△40	16,712	8,935	117,942

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

(イ) 連結子会社の数 108社

(ロ) 主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称については、事業報告中「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載しております。

(2) 主要な非連結子会社名及び連結の範囲から除いた理由

姫路サンソ工業(株)ほか非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の合計額(持分に見合う額)及び利益剰余金等の合計額(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の計算書類を使用している子会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷気体機具有限公司)	12月末日
その他の海外子会社 24社	12月末日

(4) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社のうち子会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

(5) 支配が一時的であると認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(6) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社名と数

イワタニ福岡ガスセンター(株)等非連結子会社67社、日鉱液化ガス(株)等関連会社44社、合計111社の投資については持分法を適用しております。

なお、当連結会計年度に持分法適用会社が3社増加し、4社減少しました。

増加については、2社は株式の追加取得による子会社の子会社を新たに持分法適用の範囲に含めたもの、1社は新規設立によるものです。

減少については、2社は連結子会社との合併、2社は清算によるものです。

(2) 持分法を適用しない会社名と理由

持分法を適用していない関連会社の主要な会社は次のとおりであります。

甲賀協同ガス(株)

静岡ガスセンター(株)

大阪マルキガス(株)

これらの関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

2) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) たな卸資産

通常の販売目的で保有する

たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

1) 商品

主として先入先出法

ただし、販売用不動産は個別法

2) 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産……………主として定率法

(リース資産を除く) ただし、以下のものは定額法

1) 当社の堺LPG貯蔵基地、水素ステーションに係る有形固定資産

2) 一部の連結子会社の高圧ガス製造設備等

3) 平成10年4月1日以降取得した建物

(建物附属設備を除く)

(ロ) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(ハ) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前及びリース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(ニ) 長期前払費用……………均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。
- (ハ) 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ロ) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

(ハ) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、発生の連結会計年度より10年以内で均等償却を行っております。

(ニ) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(ホ) 連結計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が1,553百万円減少、退職給付に係る負債が434百万円増加、利益剰余金が1,280百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「負ののれん」は、重要性が乏しいため、固定負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度は固定負債の「その他」に103百万円含まれております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「負ののれん償却額」は、重要性が乏しいため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度は営業外収益の「その他」に62百万円含まれております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

債務の担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

建物及び構築物	3,133百万円	(2,467百万円)
貯蔵設備	248	// (248 //)
機械装置及び運搬具	1,253	// (1,253 //)
工具、器具及び備品	27	// (27 //)
土地	6,091	// (3,618 //)
投資有価証券	679	// (— //)
合 計	11,434百万円	(7,616百万円)

(債務の種類)

支払手形及び買掛金	597百万円	(一百万円)
短期借入金	1,246	// (766 //)
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	5,327	// (4,001 //)
合 計	7,171百万円	(4,767百万円)

※上記のうち、()内は、内数で工場財団抵当(工場抵当を含む)に供されている資産並びに当該債務を表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 186,392百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は1,362百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建物及び構築物	194百万円
機械装置及び運搬具	1,147 //
工具、器具及び備品	11 //
ソフトウェア (無形固定資産「その他」)	8 //
合 計	1,362百万円

4. 保証債務

下記の関係会社等の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

イワタニ S I G 会社	460百万円
南大阪いづみ運輸(株)	133 //
蘇州金生機能材料有限公司	76 //
関東いづみ運輸(株)	0 //
小計	670百万円
(ローン関係)	
住宅ローン	5百万円
小計	5百万円
合計	675百万円

5. 受取手形裏書譲渡高及び手形債権流動化に伴う遡及義務額

受取手形裏書譲渡高	14百万円
手形債権流動化に伴う遡及義務額	764百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	251,365,028	-	-	251,365,028

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	5,342,931	46,457	109,598	5,279,790

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	38,270株
持分法適用会社が取得したこと等による自己株式(当社株式)の当社帰属分の増加	8,187株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	1,680株
持分法適用会社が処分したこと等による自己株式(当社株式)の当社帰属分の減少	107,918株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,724	7	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 平成27年6月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	1,724	7	平成27年3月31日	平成27年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金の運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、このうち一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	22,237	22,237	－
(2) 受取手形及び売掛金	106,792	106,792	－
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	38,463	38,463	－
② 関係会社株式	4,501	3,813	(687)
資産 計	171,994	171,306	(687)
(1) 支払手形及び買掛金	97,987	97,987	－
(2) 短期借入金	37,654	37,654	－
(3) 社債	8,000	8,075	75
(4) 長期借入金	92,603	92,926	323
負債 計	236,245	236,644	398
デリバティブ取引※			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(20)	(20)	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	180	169	(10)
デリバティブ取引 計	160	149	(10)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金

これらは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,615
関係会社株式	12,986
関係会社出資金	1,918

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	442円	96銭
1株当たり当期純利益	25円	19銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	115,889	流動負債	132,367
現金及び預り金	8,459	支払手形	14,102
受取手形	11,311	短期借入金	61,481
売掛金	60,402	長期借入金	24,217
買掛金	29	1年内返済予定の長期借入金	17,700
前払費用	16,660	リース負債	172
前払消費税等	1,714	未払消費税	8,722
繰上金	530	未払法人税等	396
繰入金	3,230	未払引当金	171
繰入金	1,577	前受り	1,218
繰入金	12,001	前受り	141
繰入金	△29	前受り	9
		前受り	1,803
		前受り	2,228
固定資産	162,949	固定負債	72,084
有形固定資産	66,081	社長期借入金	8,000
建物	11,985	繰上金	56,300
構築物	1,960	繰上金	474
機械及び装置	2,373	繰上金	5,104
運搬器具	6,361	繰上金	1,094
備品	6	繰上金	74
土地	1,140	繰上金	1,036
建物	39,929		
建設仮勘定	642		
	1,681		
無形固定資産	840	負債合計	204,452
工業所有権	8	純資産の部	
借地権	48	株主資本	62,033
ソフトウェア	734	資本金	20,096
その他の資産	4	資本剰余金	18,011
	44	資本準備金	5,100
		その他の資本剰余金	12,911
投資その他の資産	96,027	利益剰余金	25,295
投資有価証券	37,471	その他の利益剰余金	25,295
関係会社株	39,136	固定資産圧縮積立金	385
関係会社出資	207	繰上利益剰余金	24,909
関係会社貸付	8,891	自己株式	△1,369
関係会社長期貸付	325		
関係会社長期債権	4,673	評価・換算差額等	12,352
関係会社前払費用	651	その他有価証券評価差額金	12,214
関係会社前払費用	214	繰上ヘッジ損益	137
関係会社前払費用	1,835		
関係会社前払費用	3,335		
関係会社前払費用	△715		
		純資産合計	74,386
資産合計	278,838	負債純資産合計	278,838

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	494,182
売上原価	441,069
売上総利益	53,113
販売費及び一般管理費	54,276
営業外収益	1,163
営業外損失	
受取利息	251
受取配当金	2,990
為替差益	751
その他	896
営業外費用	
支払利息	724
社債利息	52
売上割引	473
その他	712
経常利益	1,962
特別利益	1,764
特別損失	
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	267
補助金収入	278
特別損失	
固定資産売却損	15
固定資産除却損	132
減損	165
投資有価証券評価損	0
関係会社株式評価損	50
固定資産圧縮損	273
税引前当期純利益	637
法人税、住民税及び事業税	18
法人税等調整額	345
当期純利益	1,684
	363
	1,321

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合 計
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	20,096	5,100	12,910	18,010	382	26,420	26,803	△1,341	63,569
会計方針の変更による 累積的影響額						△1,103	△1,103		△1,103
会計方針の変更を反映した 当期首残高	20,096	5,100	12,910	18,010	382	25,317	25,699	△1,341	62,465
当期変動額									
剰余金の配当						△1,724	△1,724		△1,724
当期純利益						1,321	1,321		1,321
税率変更による積立金の調整額					19	△19	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩					△15	15	-		-
自己株式の取得								△29	△29
自己株式の処分			0	0				0	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	0	0	3	△407	△403	△28	△431
当期末残高	20,096	5,100	12,911	18,011	385	24,909	25,295	△1,369	62,033

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,097	77	6,175	69,744
会計方針の変更による 累積的影響額				△1,103
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,097	77	6,175	68,640
当期変動額				
剰余金の配当				△1,724
当期純利益				1,321
税率変更による積立金の調整額				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				△29
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,117	59	6,176	6,176
当期変動額合計	6,117	59	6,176	5,745
当期末残高	12,214	137	12,352	74,386

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(ロ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

(ハ) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有する

たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品

先入先出法

ただし、販売用不動産は個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、以下のものは定額法

(イ) 堺 L P G 貯蔵基地、水素ステーションに係る有形固定資産

(ロ) 平成10年4月1日以降取得した建物

（建物附属設備を除く）

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前及びリース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。
- (2) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が1,553百万円減少、退職給付引当金が161百万円増加、繰越利益剰余金が1,103百万円減少しております。なお、当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

債務の担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

建	物	270百万円
構	築	706 //
貯	蔵	242 //
機	械	642 //
土	地	841 //
合	計	2,704百万円

※上記の資産はすべて工場財団抵当に供されております。

(債務の種類)

長	期	借	入	金	1,320百万円
(1年内返済予定分を含む)					

2. 有形固定資産の減価償却累計額 68,906百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は523百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建	物	9百万円
構	築	6 //
機	械 及 び 装 置	494 //
工	具、器 具 及 び 備 品	11 //
ソ	フ ト ウ エ ア	1 //
合	計	523百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

山	口	リ	キ	ッ	ド	ハ	イ	ド	ロ	ジ	ェ	ン	(株)	2,300百万円
ド	ラ	ー	ル	会	社	1,371 //								
富	土	の	湧	水	(株)	120 //								
合	計	3,791百万円												

5. 手形債権流動化に伴う遡及義務額 764百万円

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。

短	期	金	銭	債	権	32,924百万円
長	期	金	銭	債	権	1,026百万円
短	期	金	銭	債	務	13,652百万円
長	期	金	銭	債	務	173百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	128,188百万円							
仕	入	高	74,454百万円							
そ	の	他	の	営	業	取	引	高	20,418百万円	
営	業	取	引	以	外	の	取	引	高	6,139百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	4,979,031	38,270	1,680	5,015,621

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	38,270株
------------------	---------

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	1,680株
------------------	--------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	216百万円
賞与引当金	595 //
未払事業税	24 //
投資有価証券評価損	246 //
関係会社株式評価損	76 //
土地評価損	104 //
減損損失	505 //
不動産信託解約損	347 //
その他	2,249 //

繰延税金資産小計 4,363百万円

評価性引当額 △1,371百万円

繰延税金資産合計 2,992百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,624百万円
固定資産圧縮積立金	△183 //
その他	△712 //

繰延税金負債合計 △6,519百万円

繰延税金負債純額 △3,526百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△52.9 //
評価性引当額の増減	2.6 //
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	10.9 //
住民税均等割	3.0 //
その他	9.5 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が414百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が184百万円、その他有価証券評価差額金額が593百万円、繰延ヘッジ損益が5百万円それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、各種高圧ガスの供給設備及び製造設備(機械及び装置)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(イ) 取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
貯蔵設備	14	13	0
機械及び装置	205	165	40
合計	219	178	40

なお、取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっております。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	17百万円
1年超	23 //
合計	40百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	1,727百万円
1年超	6,043 //
合計	7,770百万円

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	301円 95銭
1株当たり当期純利益	5円 36銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊與政 元 治 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横 井 康 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 田 智 則 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩谷産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩谷産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊與政 元 治[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 横 井 康[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 田 智 則[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩谷産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、他の監査役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

岩谷産業株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 濱 豊 文 ⑩

常勤監査役 福 澤 芳 秋 ⑩

社外監査役 堀 井 昌 弘 ⑩

社外監査役 内 藤 碩 昭 ⑩

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきましては継続的かつ安定的な配当の維持を基本方針としておりますが、今後の業績や経営環境を慎重に考慮しながら適正な利益還元を行うこととしております。

当連結会計年度につきましては、L P ガス輸入価格が例年にない形で下落した特殊要因により、前年度比で大幅な減益となりましたが、当期の期末配当金につきましては、継続的かつ安定的な配当を維持するという当社グループの基本方針のもと、前期に引き続き1株につき7円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類
金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式・・・・・・・・1株につき金 7円
総額・・・・・・・・ 1,724,445,849円

3 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を、次の定款変更案のとおり改めたいと存じます。

1 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により、電子公告にて公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第31条（取締役との責任限定契約）及び第39条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。
なお、定款第31条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記（2）の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(公告方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条～第30条 (条文省略)	第19条～第30条 (現行どおり)
(新設)	(取締役との責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第31条～第37条 (条文省略) (新設)	第32条～第38条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約)
第38条～第41条 (条文省略)	第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 第40条～第43条 (現行どおり)

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役 牧瀬雅美、宮代正明、生地寛行の3氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	わた なべ さとし 渡邊 聡 (昭和28年12月9日生) 新 任	昭和56年7月 当社入社 平成13年4月 産業ガス・機械事業グループ ガス技術部 部長 平成19年4月 産業ガス・溶材本部 ガス技術部長 平成20年4月 産業ガス・溶材本部 ガス技術・開発室長 (兼) ガス技術部長 平成23年6月 執行役員に就任 平成25年4月 常務執行役員に就任 (現任) 平成27年2月 産業ガス・機械事業本部 ガス技術・開発室長 (兼) 技術・エンジニアリングプロジェクトリーダー 平成27年4月 技術・エンジニアリング本部長 (現任)	29,374株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	ないとう みつあき 内藤 碩昭 (昭和12年3月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">社外</div>	昭和35年4月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 昭和63年6月 同社取締役就任 平成2年5月 同社常務取締役就任 平成4年6月 同社専務取締役就任 平成6年6月 同社副頭取就任 平成11年6月 同社取締役会長就任 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス (現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ) 取締役就任 平成14年1月 同社取締役会長就任 平成16年7月 株式会社UFJ銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 名誉顧問就任 (現任) 平成17年6月 当社監査役に就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行 名誉顧問 南海電気鉄道株式会社 社外取締役	39,360株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 内藤碩昭氏は、社外取締役候補者であります。なお、東京証券取引所等に同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 内藤碩昭氏を社外取締役候補者とした理由は、多くの会社の取締役、監査役としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の経営に生かしていただけるものと期待されるためであります。さらに、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験をもとに、社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
4. 内藤碩昭氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
5. 本議案において内藤碩昭氏の選任が承認可決された場合には、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 内藤碩昭氏が社外監査役に在任中の平成22年1月に公正取引委員会からエアセパレートガス（酸素・窒素・アルゴン）の販売に関して独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして調査を受け、平成23年5月26日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、コンプライアンスに関して、日頃より、他の監査役と連携して内部統制システムや具体的施策について確認・意見表明を行っており、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けて、あらためて法令遵守の徹底、コンプライアンスの一層の強化、再発防止に向けた発言を行っております。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	おはま とよ ふみ 尾濱 豊文 (昭和24年3月15日生)	昭和47年3月 当社入社 平成8年6月 取締役就任 平成11年6月 取締役を退任、特別理事に就任 平成16年4月 経営企画部長、海外事業統括部長 平成16年6月 取締役就任 平成18年4月 常務取締役就任 平成20年6月 常勤監査役就任 (現任)	73,209株
2	ふく ざわ よし あき 福澤 芳秋 (昭和24年8月25日生)	昭和48年3月 当社入社 平成16年4月 総合エネルギー事業統括室長 平成16年6月 執行役員就任 平成18年6月 取締役就任 平成20年4月 常務取締役就任 平成22年4月 専務取締役就任 平成26年6月 常勤監査役就任 (現任)	47,882株
3	ほり い まさ ひろ 堀井 昌弘 (昭和33年1月13日生)	平成2年4月 弁護士登録 平成12年1月 さくら法律事務所代表弁護士に就任 (現任) 平成15年6月 当社監査役に就任 (現任) 平成24年6月 東洋シャッター株式会社 社外取締役に就任 (現任) (重要な兼職の状況) さくら法律事務所 代表弁護士 東洋シャッター株式会社 社外取締役	33,791株

社 外

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
4	しのはら よしのり 篠原 祥哲 (昭和10年3月1日生) 新任 社外	昭和38年2月 公認会計士開業登録（現任） 昭和44年7月 監査法人大和会計事務所 （合併により朝日監査法人）代表社員に就任 平成11年5月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人） 副理事長に就任 平成13年6月 同監査法人 代表社員相談役に就任 平成14年8月 株式会社篠原経営経済研究所 代表取締役 に就任（現任） 平成23年6月 株式会社T S Iホールディングス 社外取締役 に就任（現任） 平成24年4月 積水ハウス株式会社 社外監査役に就任（現任） （重要な兼職の状況） 篠原祥哲公認会計士事務所 公認会計士 株式会社篠原経営経済研究所 代表取締役 株式会社T S Iホールディングス 社外取締役 積水ハウス株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堀井昌弘、篠原祥哲の両氏は、社外監査役候補者であります。
堀井昌弘氏は、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。
また、東京証券取引所等に篠原祥哲氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 堀井昌弘氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識と経験を当社の監査体制の強化に生かしていただきたいためであります。
なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
また、同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって12年であります。
4. 篠原祥哲氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識と経験を当社の監査体制の強化に生かしていただくとともに、多くの会社の取締役、監査役等の経験を生かし、幅広い見地から当社の監査をしていただきたいためであります。
5. 本議案において堀井昌弘、篠原祥哲の両氏の選任が承認可決された場合には、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 堀井昌弘氏が社外監査役に在任中の平成22年1月に公正取引委員会からエアセパレートガス（酸素・窒素・アルゴン）の販売に関して独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして調査を受け、平成23年5月26日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏はコンプライアンスに関して、日頃より、取締役会等において法令遵守の視点に立った提言、注意喚起を行っており、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けて、あらためて法令遵守の徹底、コンプライアンスの一層の強化、再発防止に向けた発言を行っております。

以上

株主総会会場のご案内図

開催会場

ヒルトン大阪5階「桜の間」

大阪市北区梅田1丁目8番8号 電話：(06)6347-7111(代表)



交通のご案内

JR | **大阪駅** より徒歩 2分

地下鉄 | 四つ橋線 **西梅田駅** より徒歩 1分

私鉄 | 阪神電鉄 **梅田駅** より徒歩 1分

御堂筋線 **梅田駅** より徒歩 5分

阪急電鉄 **梅田駅** より徒歩 7分

※なお、当社として専用の駐車場はご用意いたしておりませんので、ご了承ください。